

## はじめに

これまで、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rにおける取組の進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく取組の推進、市民意識の向上等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた環境負荷低減の取組は着実に進展してきました。

しかし、世界規模で資源制約が強まる中で、天然資源の消費を抑制していくことがより強く求められていること、循環基本法（循環型社会形成推進基本法）における優先順位がリサイクルよりも高い2R（リデュース、リユース）の取組が遅れていることのほか、廃棄物等から有用資源を回収する仕組みが十分に整備されていないなどの課題は依然として存在します。

こうした状況を踏まえて、本市においても、平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までの「吹田市一般廃棄物処理基本計画後期改訂版」を平成29年（2017年）3月に策定し、市民、事業者とともにごみ減量・再資源化に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指しています。

事業者の皆さまには、本マニュアルを活用して、私たち一人ひとりの生活のあり方や、事業活動を見直すことで、より一層のごみ減量・再資源化に取り組んでいただくとともに循環型社会形成の推進をお願いします。

## 目 次

1	現状と課題 .....	1
2	事業系ごみとは .....	2
3	事業者の責務 .....	2
4	3Rとは .....	3
5	ごみ減量のメリット.....	4
6	ごみ減量への手順 .....	5
7	3種に分別を .....	6
8	職場でこんな取組を .....	7
①	オフィス・事務所編 .....	8
②	製造業編 .....	9
③	小売店編 .....	10
④	飲食店、ホテル、結婚式場編 .....	12
⑤	興行場・遊技場、文化施設編 .....	15
9	事業系ごみQ&A .....	16
<参考資料>		
1	廃棄物の区分及び種類 .....	17
2	吹田市一般廃棄物（ごみ）処理許可業者 .....	18
3	機密書類処理専門業者 .....	18
4	廃食用油リサイクル業者 .....	18